

堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成3年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 条例第23条の3第3項（条例第24条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、任命権者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第23条の3第3項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第20条第1項第1号中「100分の105超100分の110」を「100分の107.5超100分の112.5」に、「100分の125超100分の135」を「100分の127.5超100分の137.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第21条第1項第1号中「100分の50超100分の52.5」を「100分の52.5超100分の55」に、「100分の60超100分の65」を「100分の62.5超100分の67.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同条第2項第1号中「100分の87.5超100分の92.5」を「100分の90超100分の95」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「100分の107.5超100分の112.5」を「100分の106.25超100分の111.25」に、「100分の127.5超100分の137.5」を「100分の126.25超100分の136.25」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第21条第1項第1号中「100分の52.5超100分の55」を「100分の51.25超100分の53.75」に、「100分の62.5超100分の67.5」を「100分の61.25超100分の66.25」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同条第2項第1号中「100分の90超100分の95」を「100分の88.75超100分の93.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(堺市現業職員の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 堺市現業職員の給与等に関する規則（平成18年規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

(堺市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第4条 堺市職員の初任給調整手当に関する規則（平成18年規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

別表第3を次のように改める。

(次のよう 別記)

(地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正)

第5条 地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和5年規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「248,900円」を「259,200円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和8年4月1日

(2) 第1条中堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第9条の次に1条を加える
改正規定 堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第**34**号）附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第3条の規定による改正後の堺市現業職員の給与等に関する規則（以下「改正後の現業規則」という。）別表第1の規定、第4条の規定による改正後の堺市職員の初任

給調整手当に関する規則別表第1及び別表第3の規定並びに第5条の規定による改正後の地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（以下「改正後の整備規則」という。）附則第8項の規定 令和7年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第20条及び第21条の規定 令和7年12月1日

（給与の内払）

- 3 改正後の現業規則又は改正後の整備規則の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の堺市現業職員の給与等に関する規則又は第5条の規定による改正前の地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の現業規則又は改正後の整備規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第2条関係）

現業職給料表

（単位 円）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	156,100	244,300	290,000
2	157,800	245,200	291,000
3	159,500	246,100	292,200
4	161,200	247,100	293,100
5	163,000	248,100	294,500
6	164,800	249,200	295,400
7	166,600	250,300	296,500
8	168,400	251,400	297,400
9	170,200	252,600	298,800
10	172,000	253,900	299,800
11	173,900	255,100	301,100
12	175,600	256,300	302,000
13	177,400	257,300	303,100
14	179,200	258,300	304,300
15	181,000	259,300	305,300
16	182,900	260,400	306,400
17	184,700	261,600	307,700
18	186,600	262,700	308,800
19	188,600	263,500	310,100
20	190,600	264,300	311,200
21	192,600	265,100	312,600
22	194,600	265,800	313,000

23	196,500	266,500	314,200
24	198,500	267,500	315,400
25	200,500	268,300	316,900
26	201,700	269,400	317,700
27	202,900	270,100	318,600
28	204,200	270,600	319,800
29	205,400	271,500	320,900
30	206,600	272,500	322,000
31	207,800	273,600	323,300
32	209,100	274,800	324,300
33	210,400	275,800	325,200
34	211,700	276,900	326,300
35	212,900	278,000	327,600
36	214,400	279,200	328,800
37	215,800	280,500	330,000
38	217,200	281,500	331,200
39	218,600	282,500	332,300
40	220,000	283,600	333,400
41	221,400	284,600	334,600
42	222,700	285,700	335,600
43	223,800	286,800	336,800
44	224,900	287,900	337,600
45	226,000	288,900	338,700
46	227,000	289,700	339,600
47	228,100	290,600	340,400
48	229,100	291,500	341,500

49	230, 100	292, 700	342, 500
50	231, 000	293, 500	343, 000
51	231, 900	294, 500	343, 800
52	232, 800	295, 400	344, 500
53	233, 700	296, 400	345, 200
54	234, 500	297, 500	345, 800
55	235, 400	298, 500	346, 400
56	236, 200	299, 600	346, 900
57	237, 000	300, 500	347, 300
58	237, 800	301, 500	347, 700
59	238, 500	302, 400	348, 300
60	239, 300	303, 200	348, 700
61	240, 100	303, 800	349, 100
62	240, 800	304, 500	349, 500
63	241, 600	305, 300	350, 100
64	242, 300	306, 000	350, 700
65	243, 000	306, 800	351, 300
66	243, 700	307, 600	352, 000
67	244, 300	308, 200	352, 700
68	244, 900	308, 800	353, 400
69	245, 500	309, 200	354, 100
70	246, 100	309, 700	354, 800
71	246, 600	310, 300	355, 400
72	247, 100	310, 900	356, 000
73	247, 500	311, 500	356, 700
74	247, 900	312, 100	357, 200

7 5	2 4 8, 3 0 0	3 1 2, 6 0 0	3 5 7, 7 0 0
7 6	2 4 8, 7 0 0	3 1 3, 2 0 0	3 5 8, 0 0 0
7 7	2 4 9, 1 0 0	3 1 3, 7 0 0	3 5 8, 4 0 0
7 8	2 4 9, 5 0 0	3 1 4, 2 0 0	3 5 8, 8 0 0
7 9	2 4 9, 9 0 0	3 1 4, 5 0 0	3 5 9, 2 0 0
8 0	2 5 0, 3 0 0	3 1 5, 0 0 0	3 5 9, 6 0 0
8 1	2 5 0, 8 0 0	3 1 5, 4 0 0	3 6 0, 0 0 0
8 2	2 5 1, 2 0 0	3 1 5, 9 0 0	3 6 0, 4 0 0
8 3	2 5 1, 5 0 0	3 1 6, 3 0 0	3 6 0, 7 0 0
8 4	2 5 1, 8 0 0	3 1 6, 7 0 0	3 6 0, 9 0 0
8 5	2 5 2, 2 0 0	3 1 7, 1 0 0	3 6 1, 2 0 0
8 6	2 5 2, 5 0 0	3 1 7, 3 0 0	3 6 1, 5 0 0
8 7	2 5 2, 7 0 0	3 1 7, 8 0 0	3 6 1, 8 0 0
8 8	2 5 2, 9 0 0	3 1 8, 3 0 0	3 6 2, 0 0 0
8 9	2 5 3, 2 0 0	3 1 8, 6 0 0	3 6 2, 3 0 0
9 0	2 5 3, 4 0 0	3 1 9, 0 0 0	3 6 2, 6 0 0
9 1	2 5 3, 6 0 0	3 1 9, 4 0 0	3 6 2, 9 0 0
9 2	2 5 3, 9 0 0	3 1 9, 7 0 0	3 6 3, 1 0 0
9 3	2 5 4, 1 0 0	3 2 0, 0 0 0	3 6 3, 3 0 0
9 4	2 5 4, 3 0 0	3 2 0, 4 0 0	3 6 3, 6 0 0
9 5	2 5 4, 5 0 0	3 2 0, 8 0 0	3 6 3, 8 0 0
9 6	2 5 4, 7 0 0	3 2 1, 1 0 0	3 6 4, 1 0 0
9 7	2 5 4, 9 0 0	3 2 1, 5 0 0	3 6 4, 4 0 0
9 8	2 5 5, 1 0 0	3 2 1, 9 0 0	3 6 4, 7 0 0
9 9	2 5 5, 5 0 0	3 2 2, 2 0 0	3 6 5, 0 0 0
1 0 0	2 5 5, 7 0 0	3 2 2, 3 0 0	3 6 5, 3 0 0

1 0 1	2 5 5, 9 0 0	3 2 2, 5 0 0	3 6 5, 6 0 0
1 0 2	2 5 6, 1 0 0	3 2 2, 7 0 0	
1 0 3	2 5 6, 3 0 0	3 2 3, 0 0 0	
1 0 4	2 5 6, 5 0 0	3 2 3, 2 0 0	
1 0 5	2 5 6, 7 0 0	3 2 3, 5 0 0	
1 0 6	2 5 7, 0 0 0	3 2 3, 8 0 0	
1 0 7	2 5 7, 3 0 0	3 2 4, 0 0 0	
1 0 8	2 5 7, 6 0 0	3 2 4, 3 0 0	
1 0 9	2 5 8, 0 0 0	3 2 4, 6 0 0	
1 1 0	2 5 8, 3 0 0	3 2 4, 8 0 0	
1 1 1	2 5 8, 6 0 0	3 2 5, 1 0 0	
1 1 2	2 5 8, 9 0 0	3 2 5, 4 0 0	
1 1 3	2 5 9, 2 0 0	3 2 5, 6 0 0	
1 1 4	2 5 9, 5 0 0	3 2 5, 8 0 0	
1 1 5	2 5 9, 8 0 0	3 2 6, 1 0 0	
1 1 6	2 6 0, 1 0 0	3 2 6, 3 0 0	
1 1 7	2 6 0, 4 0 0	3 2 6, 6 0 0	
1 1 8	2 6 0, 8 0 0	3 2 6, 9 0 0	
1 1 9	2 6 1, 2 0 0	3 2 7, 2 0 0	
1 2 0	2 6 1, 6 0 0	3 2 7, 5 0 0	
1 2 1	2 6 2, 0 0 0	3 2 7, 7 0 0	
1 2 2		3 2 8, 0 0 0	
1 2 3		3 2 8, 3 0 0	
1 2 4		3 2 8, 7 0 0	
1 2 5		3 2 8, 9 0 0	
1 2 6		3 2 9, 1 0 0	

1 2 7	3 2 9, 4 0 0
1 2 8	3 2 9, 8 0 0
1 2 9	3 3 0, 0 0 0
1 3 0	3 3 0, 3 0 0
1 3 1	3 3 0, 7 0 0
1 3 2	3 3 1, 1 0 0
1 3 3	3 3 1, 3 0 0

備考 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、2 5 9, 2 0 0 円を基準額とし、当該基準額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

別表第 1（第 3 条関係）

（単位 円）

期間の区分	月額
1 年以上 2 年未満	3 1 0, 8 0 0
2 年以上 3 年未満	3 1 0, 8 0 0
3 年以上 4 年未満	3 1 0, 8 0 0
4 年以上 5 年未満	3 1 0, 8 0 0
5 年以上 6 年未満	3 1 0, 8 0 0
6 年以上 7 年未満	3 1 0, 8 0 0
7 年以上 8 年未満	3 1 0, 8 0 0
8 年以上 9 年未満	3 1 0, 8 0 0
9 年以上 1 0 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 0 年以上 1 1 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 1 年以上 1 2 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 2 年以上 1 3 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 3 年以上 1 4 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 4 年以上 1 5 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 5 年以上 1 6 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 6 年以上 1 7 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 7 年以上 1 8 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 8 年以上 1 9 年未満	3 1 0, 8 0 0
1 9 年以上 2 0 年未満	3 1 0, 8 0 0
2 0 年以上 2 1 年未満	3 1 0, 8 0 0
2 1 年以上 2 2 年未満	3 0 7, 5 0 0
2 2 年以上 2 3 年未満	3 0 4, 2 0 0
2 3 年以上 2 4 年未満	3 0 0, 9 0 0
2 4 年以上 2 5 年未満	2 9 7, 6 0 0
2 5 年以上 2 6 年未満	2 9 4, 3 0 0

2 6 年以上 2 7 年未滿	2 8 3, 3 0 0
2 7 年以上 2 8 年未滿	2 7 1, 3 0 0
2 8 年以上 2 9 年未滿	2 5 8, 8 0 0
2 9 年以上 3 0 年未滿	2 4 6, 3 0 0
3 0 年以上 3 1 年未滿	2 3 3, 8 0 0
3 1 年以上 3 2 年未滿	2 1 8, 3 0 0
3 2 年以上 3 3 年未滿	2 0 2, 8 0 0
3 3 年以上 3 4 年未滿	1 8 7, 3 0 0
3 4 年以上 3 5 年未滿	1 7 1, 8 0 0
3 5 年以上 3 6 年未滿	1 5 5, 3 0 0
3 6 年以上 3 7 年未滿	1 3 8, 8 0 0
3 7 年以上 3 8 年未滿	1 2 2, 3 0 0
3 8 年以上 3 9 年未滿	1 0 4, 3 0 0
3 9 年以上	8 6, 3 0 0

別表第3（第3条関係）

（単位 円）

期間の区分	月額
1年以上2年未満	37,100
2年以上3年未満	35,100
3年以上4年未満	33,100
4年以上5年未満	31,100
5年以上6年未満	29,100
6年以上7年未満	27,100
7年以上8年未満	25,100
8年以上9年未満	23,100
9年以上10年未満	21,100
10年以上11年未満	19,100
11年以上12年未満	16,100
12年以上13年未満	13,100
13年以上14年未満	10,100
14年以上15年未満	7,100
15年以上16年未満	4,100